

監査の概要

送付日	平成27年4月7日	整理番号	2685-2688
1 監査種別	工事監査（平成26年度）		
2 監査実施日	平成27年2月13日		
3 監査結果報告日	平成27年3月31日		
4 監査対象部局	都市整備部まちづくり推進室道路整備課		
5 改善通知受理日	平成27年10月29日		

監査結果に伴う改善要望事項と改善措置状況

1 工程管理について

A 改善要望事項

本工事の工期は、平成27年2月27日であり、地元説明会の結果、工事着手が延期されダンプトラックの台数が制限されたことなどにより、当初工程どおり進捗しておらず、27年6、7月に延期の予定である。変更契約を行なっていないため、27年6、7月工期の工程表を作成していないとのことであったが、変更契約前にも事前協議により、発注者側と受注者側で確認・通知を行うことで変更工程表を交わすことができ、これによって工程管理をすべきである。

B 改善措置状況

指摘を受け、変更内容を反映した計画工程表を提出させました。
今後は、計画の変更等が生じた際には、変更内容を反映した計画工程表により工程管理に努めます。

2 設計図書の照査について

A 改善要望事項

設計図書の照査は、工事契約後、現地着手するまでに疑義をたず重要なものであるが、打ち合わせは行なわれていたものの、記録が残されていなかったため、今後は、書面で残しておく必要がある。

B 改善措置状況

指摘を受け、設計照査報告書を提出させました。
今後は、設計図書の照査内容について現地着手までに書面により提出させるよう努めます。

3 適用基準について

A 改善要望事項

適用基準としている「小型構造物標準図集」において、改訂前のものを適用したため、コンクリートブロック積工の裏込めコンクリートの基準が古いものになっていた。今後、新基準での設計変更を予定しているとのことで、指示書・承諾書については確認できたものの、当初から新基準で設計・積算すべきである。

B 改善措置状況

今後は、設計後に行われた基準改正について内容を十分に精査し、必要に応じて設計・積算に反映するよう努めます。

4 土砂等運搬について

A 改善要望事項

本工事の切土で発生する土砂について、当初予定していた県道川西インター線工事（東畦野地区）への搬入から、大部分を運搬距離が長くなる新名神高速道路工事（猪名川町広根地区）への搬入に変更されている。この結果、土砂等運搬（残土処理工）が変更になっているが、変更が生じた時点で、指示書・承諾書により、発注者と受注者で書面を交わしておく必要がある。

B 改善措置状況

指摘を受け、指示書による指示を行いました。

今後、工事内容に関する重要な変更が生じた場合、記録洩れが無いよう指示書の作成に努めます。